

西日本高速道路株式会社中国支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和8年2月6日（金）14:00～17:00 中国支社3階会議室	
出席委員 （五十音順・敬称略）	<ul style="list-style-type: none"> ・石井義裕（広島工業大学教授） ・金 徳謙（広島修道大学教授） ・車元 晋（中根・車元法律事務所弁護士） ・柴田俊文（岡山大学大学院准教授） ・田村耕一（広島大学大学院教授） ・日野真裕美（山下・長井法律事務所弁護士） 	
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日	
抽出件数／対象件数	6件／77件	件名等
工 事	一般競争入札	1件／3件 ・安来道路 安来東工事
	条件付 一般競争入札	2件／18件 ・令和6年度 山陽自動車道 周南高速道路事務所管内伸縮装置取替工事 ・安来道路 陰田工事
	指名競争入札	0件／0件
	随意契約	1件／6件 ・令和7年度 中国支社 交通中央局設備改造工事
	調査等	1件／16件 ・令和7年度 山陽自動車道 入野トンネル用地測量等業務
維持管理役務及び 物品・役務	1件／34件	・令和7年度中国支社管内散水車等売却

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
入札監視事務局からの報告 ・建築工種の入札不調発生率が高い事象について、考えられる要因があれば教えてほしい。	・建築工種の入札不調率が高い主な要因は、入札参加者側の「人材不足」により人員確保が困難となっている状況が挙げられます。
入札参加資格停止等運用状況の報告 一次苦情及び一次説明処理状況の報告 ・工事関係者事故の発生に伴い入札参加資格停止等の措置を受けた受注者が、後に他案件を落札した場合、発注者が過去の事故に対する改善策に関する書類提出を求めることはあるか。	・他案件へ過去の事故に関連する書類を求めることはございません。

<p>抽出事案の審議 安来道路 安来東工事 (一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上部工について性能・機能に関する技術提案を求めなかった理由があれば教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上部工は工場で作られる二次製品であり、性能及び機能が確保されていることから、当案件においては技術提案を求めておりません。
<p>令和6年度 山陽自動車道 周南高速道路事務所管内伸縮装置取替工事 (条件付一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札無効者について、無効と判断された理由を教えてください。 ・自己採点方式について、今後の採用判断指針があれば教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出いただいた単価表の記載に不備があったため、入札参加者へ提示しております「入札者に対する指示書」に基づき無効と判断しました。 ・自己採点方式については現在試行導入段階であり、今後の採用方針は検討中です。
<p>安来道路 陰田工事 (条件付一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札不調に伴い今回指名併用による再発注をされているが、指名者数の判断について指針があれば、教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案件によって指名条件は異なりますが、工種に応じて適切な指名数となるよう判断してまいります。
<p>令和7年度 中国支社 交通中央局設備改造工事 (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札相手方が提示する金額の妥当性は、どのように確認しているのか教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認方法は、提出された見積書の詳細な内訳をヒアリングし、材料費や人件費の根拠を対面にて確認することで実施しております。
<p>令和7年度 山陽自動車道 入野トンネル用地測量等業務 (調査等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非指名者（2者）の理由を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内要領では選定評定点の上位10者を選定しており、当案件では選定評定点の高い上位10者を指名いたしました。 よって、評価値が相対的に低くなった2者については、非指名としたものです。

令和7年度中国支社管内散水車等売却

(維持管理役務及び物品・役務)

- ・入札を3回実施している理由を教えてください。
- ・発注数量及び発注単位の考え方について教えてください（ばら売りしない理由があれば教えてください）。

・社内要領で、3回を基準とすることが規定されております。なお、入札参加者へも事前に通知しており、入札の都度、次回入札への参加意思を確認しながら執行しております。

・過去に車両ごとの売却を実施したものの、不人気な車両が不調となる案件があったことから、複数台での売却の実施を判断しました。

委員会による意見の具申又は勧告の内容

具申及び勧告はなし。